

特殊な役務の検収に関する基準

最終改正 令和4年9月15日

(目的)

第1条 公的研究費の特殊な役務の納品を適切に検収し、不正を未然に防止するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、特殊な役務の種類を以下に定める。

- (1) プログラム・データベース、デジタルコンテンツ、Web サイト作成更新運営
- (2) ソフトウェア使用料、ライセンス料
- (3) 実験・研究に係る保守・点検・修理
- (4) 調査・分析等の業務委託
- (5) 賃貸料

(責任と権限)

第3条 特殊な役務の検収は、総務企画課（以下、検収担当部署）が行う。ただし、プログラム・データベース、デジタルコンテンツ、Web サイト作成更新運営及びソフトウェア使用料、ライセンス料で、請負額が100万円以上の検収については、学内有識者（情報システム担当、ネットワーク担当）が担当する。

2 特殊な役務の成果物及び資料の管理は、依頼者である教員（以下、管理担当教員という。）が担当し、常に成果物を管理するとともに、開示を求められた場合には検収業務に協力しなければならない。

(検収の方法)

第4条 第2条に定める特殊な役務において、徴収する資料及び検収の方法について示す。

1 プログラム・データベース、デジタルコンテンツ、Web サイト作成更新運営

(1) 徴収する資料

- ①依頼者の要件定義書
- ②受託者の仕様書及び作業工程表
- ③作業報告書
- ④アイコンまたは画面のハードコピーもしくは成果物

(2) 検収の方法

- ①「(1)徴収する資料」の整合性の確認をもって検収完了とする。
- ②請負額が100万円以上の案件については、学内有識者が要件定義書を満たしているか、PC画面等による成果物にて確認(動作確認を含む)を行う。
- ③請負額が100万円以上の案件で、特に専門的な知識や技術を要する場合には、学内有識者が要件定義の機能が満たされていることを第5条に定める確認方法により確認する。

2 ソフトウェア利用料・ライセンス料

(1) 徴収する資料

- ①依頼者の要件定義書
- ②ライセンス等の許諾内容（利用期間等を含む）を確認できるPC画面等のハードコピー

(2) 検収の方法

- ①「(1)徴収する資料」の整合性の確認をもって検収完了とする。
- ②請負額が100万円以上の案件については、学内有識者がPC画面等による動作確認を行う。

3 実験・研究に係る保守・点検・修理

(1) 徴収する資料

- ①依頼者の発注仕様書（対象備品の資産番号を明記）

- ②受託者の作業完了報告書（作業内容を詳細に記したもの）
- ③作業内容を確認できる日付入りの写真

(2) 検収の方法

- ①「(1)徴収する資料」の整合性の確認をもって検収完了とする。
- ②請負額が100万円以上の案件については事前連絡により立会いを実施する。
- ③立会いができない場合や学外で修理等を実施する場合は写真にて完了を確認する。

4 調査・分析等の業務委託

(1) 徴収する資料

- ①依頼者の要件定義書
- ②受託者の作業完了報告書（作業内容を詳細に記したもの）
- ③作業内容を確認できる日付入りの写真

(2) 検収の方法

- ①「(1)徴収する資料」の整合性の確認をもって検収完了とする。
- ②請負額が100万円以上の案件で、特に専門的な知識や技術を要する場合には、学内有識者が要件定義の機能が満たされていることを第5条に定める確認方法により確認する。

5 賃貸料

(1) 徴収する資料

- ①賃貸申込書又は契約書
- ②賃借物件の日付入り写真（または現物）
- ③会場等の賃借は実施報告書

(2) 検収の方法

- ①「(1)徴収する資料」の整合性の確認をもって検収完了とする。
(別に定める確認方法)

第5条 プログラム・データベース開発・デジタルコンテンツ作成・Web サイト作成更新運営で、請負額が100万円以上の案件は、特に専門的な知識を有する者が要件定義の機能が満たされていることを確認する内容は次のとおりとする。システム開発におけるユーザ検証は、要件定義にてユーザが要求した機能が満たされているかを確認することであり、具体的には以下の通りである。

- (1) 画面などへの入力結果に対する帳票・画面・DB等への出力結果が正しいこと
- (2) 応答時間（レスポンス）が要件定義通りであること
- (3) エラー発生時など例外処理が考慮されていること
- (4) 他システム連携（データ連携等）が正しく行われていること
- (5) 後続処理がある場合は後続へデータが正しく連携されていること
- (6) 想定される最大件数のトランザクションを流してシステムダウンしないこと（負荷テスト）
- (7) 保守段階の場合は、新機能追加により現行使用できている機能に影響を及ぼしていないこと（無影響確認/リグレッションテスト）

(成果物の納品が適切に行われていない場合の措置)

第6条 検収担当部署は検収の結果、成果物の内容が不適切であると判断した場合、管理担当教員に説明を求めるとし、成果物が受託者の仕様書を満たしていないと判断した場合は、即時に内部監査担当者に報告するとともに、「西日本工業大学における研究活動上の不正行為の防止及び公的研究費の取扱いに関する規則」に定める告発等受付窓口に通報するものとする。

(雑則)

第7条 この基準に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(所管)

第8条 この基準に関する事務は、総務企画課が所管する。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

【特殊な役務の検収に関する基準】

- 1 この基準は、平成27年11月19日から施行する。
- 2 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、令和4年9月15日から施行する。

特殊な役務の要件定義書

年 月 日

学部・学科：

依頼者：

印

種別	<input type="checkbox"/> プログラム・データベース、デジタルコンテンツ、Webサイト作成更新運営 <input type="checkbox"/> ソフトウェア使用料、ライセンス料 <input type="checkbox"/> 実験・研究に係る保守・点検・修理 <input type="checkbox"/> 調査・分析等の業務委託 <input type="checkbox"/> 賃貸料
件名	
予算	
必要な機能及び仕様ほか	
作業期間	
概算金額	